



第1回 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会



令和5年5月9日（火） 13：30～15：30（会議室）

浜松市立雄踏小学校

第1回 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会

令和5年5月9日（火）13：30～15：30（会議室）

- 1 日程：13：30～13：50 授業参観
14：00～15：30 第1回 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会

- 2 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会次第（全体司会：加茂 記録：前岡）
 - (1) 校長挨拶（委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付を含む）

 - (2) 教育委員会から

 - (3) 自己紹介

 - (4) 会長の選出（副会長の指名：会長）

 - (5) 議長の選出

 - (6) 前回会議録確認

 - (7) 熟議（司会：会長）
 - 令和5年度学校経営の基本方針について（校長）
 - 夢育やらまいか事業（CS加算分）の運用について（教頭）

 - (8) 報告
 - いじめ防止基本方針について（校長）…別冊資料
 - 1学期の取組について（学校支援コーディネーター）…当日配付

 - (9) 連絡
 - 令和5年度ゆうさくコミュニティ・スクール協議会の予定
 - 【第1回】令和5年 5月 9日（火）13：30～15：30（授業参観含む）
 - 【第2回】令和5年 9月25日（月）13：30～15：30（授業参観含む）
 - 【第3回】令和6年 1月11日（木）13：30～15：30（授業参観含む）
 - 【第4回】令和6年 2月14日（水）14：00～15：30

浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
- (3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年度 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会委員 名簿

No.	氏名	肩書等
1	山田 敏	令和5年度協議会会長 保護司
2	楠野 正人	令和5年度協議会副会長 保護司
3	坂田 尚久	人権擁護委員
4	中村 厚	保護司
5	山内 勝巳	民生児童委員事務局
6	村松 美智子	民生主任児童委員
7	飯尾 晋太郎	前PTA会長
8	内山 雅紀	PTA会長
9	加茂 聡美	学校支援コーディネーター
10	宮崎 純恵	学校支援コーディネーター

令和4年度 第4回 ゆうさくコミュニティ・スクール協議会 会議録(要点記録)

- 1 開催日時 令和5年2月17日(金) 14:00~15:40(会議室)
- 2 開催場所 浜松市立雄踏小学校 会議室
- 3 出席委員 中村 秋男、山田 敏、中村 厚、山内 勝巳、村松 美智子、藤田 格、飯尾 晋太郎、加茂 聡美(学校支援コーディネーター兼務)、和久田 雅子(学校支援コーディネーター兼務)
- 4 欠席委員 石川 恵一
- 5 学 校 高杉 晋司(校長)、高木 悦代(教頭)、松田 浩征(主幹教諭)、木根 創(主幹)
- 6 傍聴者 なし
- 7 協議事項
 - (1) 議長選出
 - (2) 協議(司会:会長)
 - ① 学校関係者評価(主幹教諭)
 - ② 令和5年度学校経営方針について(校長)
 - ③ 学校運営協議会自己評価について(教頭)
 - ④ 学校運営協議会委員について(教頭)
 - ⑤ 3学期コミュニティ・スクールの取組について(学校支援コーディネーター)
 - (3) 報告
 - (4) 連絡事項
- 8 会議録作成者 校務アシスタント 前岡 光子
- 9 会議記録

加茂委員より委員総数10人のうち9人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 議長選出

司会より、議長について委員に意見を求めたところ、中村秋男委員を推薦する発言があり、協議の結果全員異議なく承認した。

(2) 協議(司会:中村 秋男委員)

① 学校関係者評価について(主幹教諭)

主幹教諭から学校関係者評価の内容について説明があり、委員から以下の発言があった。

- ・アンケート結果から相談しやすい先生であってほしいと感じた。(中村厚委員)
- ・コロナ禍で以前と変わってきている部分はあると思うが、触れあう機会が多いほど気持ちに通じるので、極力子どもとの時間を作って欲しい。(中村秋男委員)
- ・親子で評価に差がある。親子間でコミュニケーションを取ることも必要ではないか。(山内委員)
- ・保護者が学校に入る機会が減り、先生の考えや学校の方針を知る機会が減った。(飯尾委員)
- ・子どもと保護者が触れ合う時間も少ないと感じる。少しでもリラックスして話す時間をとるようにしている。(藤田委員)

② 令和5年度学校経営方針について(校長)

校長より資料に基づき、来年度の目標や課題・教員の研修について説明があった。委員から以下の発言があった。

- ・アレルギーなど教員全員が身に付けておく必要があることは、しっかり研修を行ってほしい。(村松委員)

- ・若い先生が多く、時間を設けて話し合いながら伝えていかなければならない。(和久田委員)
- ・日頃の連絡は連絡帳だけでなく顔をみることも大切ではないか。(村松委員)
- ・先輩・上席の人が実際の仕事を通じて指導教育していくというOJT(オンザジョブトレーニング)もおこなわれているのかな。(山田委員)
- ・以前なら普通にできていたことが、今はなかなかできない。(中村秋男委員)
- ・危機管理体制はどうなっているかも盛り込むと良いのではないか。(中村厚委員)
- ・教師がどのような研修をしているか発信した方が、保護者も安心し信頼関係も深まるのではないか。(飯尾委員)

協議の結果、令和5年度の学校経営方針の構想について全員異議なく承認した。

③ 学校運営協議会自己評価について(教頭)

教頭より、事前配付した資料を見ながら学校運営協議会自己評価について説明があった。委員からは以下の発言があった。

- ・キャリア教育など、学校・保護者・地域の人すべてが目標の共有をすることはむずかしい。この協議会の意見を吸い上げてもっと反映させても良かったと感じた。(中村秋男委員)
- ・学校が課題や目標を示すと良いのではないか。そうすればおのずと地域の人とも共有して進めていけると感じる。(和久田委員)
- ・学校の中の支援も必要だが、外の環境支援も必要。花ボランティアなど学校生活環境を整える支援もある。(中村厚委員)
- ・環境整備ボランティア団体あったが、リーダー的な人がいなくなったり、コロナ禍で変わってしまったたりしているが検討してみたい。(加茂委員)
- ・高齢化で人を集めるのが大変なのは理解できる。土日に活動すると先生に出勤してもらうなど別の課題が出てくる。(山内委員)

④ 学校運営協議会委員について(教頭)

教頭より、来年度新しく参加予定の4名の委員について説明があった。いずれの委員も快く引き受けてくれた旨報告があった。

⑤ 3学期コミュニティ・スクールの取組について(学校支援コーディネーター)

資料をもとに、ボランティア支援の報告と、今後の活動予定について具体的な説明があった。

- ・読み聞かせボランティアは毎月勉強会開いており、子どもたちのためにすごく工夫している。また、書道ボランティアは活動人数が増えて5名で活動。教員からも好評を得ている。(加茂委員)
- ・ゆうさく教室とても好評だった。保護者・児童・教員の心の交流があったと感じている。(加茂委員)

(6) 報告

教頭より、150周年記念品としてクリアファイルと缶バッチを配付した報告があった。

(7) 連絡事項

教頭から卒業式・入学式の日時案内があった。

また来年度の本協議会の開催日時案内があった。

第1回目は令和5年5月9日(火)13時30分から雄踏小学校会議室で開催される報告があった。

(様式1)

令和4年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立雄踏小学校学校運営協議会長

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

- 学校長から学校運営の基本方針について、学校経営書のグランドデザインをもとに事細かな説明があり、学校が目指す子どもの姿や身に付けさせたい資質・能力などのビジョンについて理解を深めることができた。
- 各委員が様々な視点で意見を述べ、真剣に話し合い熟議することができた。

<評価項目2> 学校運営に資する活動について熟議を進めることができたか。

- 子供の様子を参観することで、成果や課題などについて充実した協議ができた。
- 授業参観を通して、学校が、子供たち一人一人を丁寧に見つめ、受け止め、理解に努めていることが分かった。
- 活動内容と基本方針との関係が理解でき、授業支援などについて熟議を進める

<評価項目3> 今年度の取組の評価を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- 学校支援ボランティアの方が参加しているところを参観したり、ボランティアの方からの感想や意見を聞いたりして、今後のよりよい学校支援について協議していきたい。
- 教員の負担が少しでも軽減し、子供たちと向き合う時間が確保できるよう、これからも協議していきたい。

令和5年度 雄踏小学校 グランドデザイン

国・市の教育指針

○学習指導要領

○浜松市総合計画

○浜松市教育推進大綱

○第3次浜松市教育総合計画

雄踏中学校区をめざす子供像
「豊かな心もち未来を創造する子供」



〈教育目標〉

一人一人がかがやく たくましくすこやかな 雄踏の子

〈合言葉〉

— にこにこ わくわく もりもり —

経営方針

- ① 一人一人を大切にする発達支援教育を学校経営の基盤とする
- ② 夢と目標をもち、自分らしさを大切にするキャリア教育を推進する
- ③ 生徒理解を根底に、「わかる授業」をめざす
- ④ 「社会に開かれた教育課程」を目指してCSを推進する
- ⑤ チーム雄踏として教育課題に取り組む職場環境を作る

にこにこ

〈願う子供像〉

自分も友達も
大切にする子

なかよくする力

(人間関係形成・社会形成能力)

わくわく

〈願う子供像〉

考えをもち
学び合う子

のりこえる力

(課題対応能力)

もりもり

〈願う子供像〉

心身を
鍛える子

見つめる力

(自己理解・自己管理能力)

つなげる力 (キャリアプランニング能力)

令和5年度 浜松市立雄踏小学校経営構想

1 本校教育活動の基本的な考え方

学校とは、地域や家庭と協働して子供たちを育てる場であり、専門家である教師により、子供の人格形成を図られる学舎（まなびや）である。温かな関わりが満ち溢れ、安全な場所ではなければならない。子供たちはコミュニケーションを重ね、相手の考えや気持ちを理解する（折り合いを付ける）ことで、互いに励まし合い、助け合う良好な人間関係を築いていく。そのためにも、自分らしさを追い求めるキャリア教育を推進し、日ごろから連絡を取り合うことで家庭との信頼を築く必要がある。さらに、地域素材や学習ボランティア、外部人材などを積極的かつ計画的に活用することで、人間関係力や学ぶ意欲の向上、地域を愛し、地域と共に歩む子を育成したい。

2 学校教育目標

一人一人がかがやく たくましくすこやかな 雄踏の子
 <合い言葉> — にこにこ わくわく もりもり —

3 学校経営方針

温かな関わりのある学校

正義が通る学校

- (1) 一人一人を大切にす発達支援教育を学校経営の基盤とする。
 …子供の長所に目を向けながら個々に必要な支援を行う。
- (2) 夢と希望を持ち自分らしさを大切にすキャリア教育を推進する。
 …教師自身が教育者としての使命を自覚し、夢やロマン、多彩な趣味を持ち、広く社会に出て視野を広げる。
- (3) 生徒理解を根底に、「わかる授業」を目指す。
 …子供や同僚との温かな関わりを大切にして、授業力の向上を目指す。
- (4) 「開かれた教育活動」を目指してCSを推進する。
 …保護者や地域と連携して教育活動の充実を図る。
- (5) チーム雄踏として教育課題に取り組む職場環境を作る。
 …組織力の維持は、「ざっそう（雑談・相談）」あつての「ほうれんそう（報告・確認、連絡、相談、心遣い）」であることを肝に銘じる。

4 キャリア教育との関連

校内で自分の良さを見つける活動以外に、校外での体験活動を通して、キャリア教育の視点から社会で働く職業人の生き方の一端に触れさせることによって、夢に向かって粘り強く頑張ることやより高い目標をもつことの大切さについて学ばせるようにしたい。また、社会の一員としての自覚やマナーを身に付けさせ、体験活動で触れ合う「人・もの・こと」とのかかわり合いを通してコミュニケーション力を高め、心を豊かにすることで「心の耕し」を図りたい。体験活動を行うに当たっては、地域との関わりを深めながら、雄踏地区の教育資源（人物、歴史、文化、伝統、自然など）に触れたり、雄踏地区の人材を教科や総合的な学習の時間、クラブ活動や行事などで積極的に活用したりする。

（第3次浜松市教育総合計画「市民協働による人づくり」）

5 本校の教育課題

(1)児童に関して

ア 学習面

- (ア) 学年相当の学習内容が定着していないため座学に参加できない児童がいる。
(授業妨害、教室の内外の徘徊、不登校)

イ 生活面

- (ア) 学校や教室に行けない児童がいる。(不登校、保健室登校)

(2)職員体制に関して

ア 学年組織

- (ア) 学年の学級数が多いため、学年主任に学級の情報が入るまでに時間がかかったり、学年会の時間設定がしづらかったりする。
- (イ) 若い職員が多いため経験が浅く、自信をもった対応ができないことがある。

イ 研修体制

- (ア) 子供と向き合う時間を確保するために、会議を精選したり事務処理の軽減をはかっていたりしているが、必要な研修時間が確保しづらい。

(3)支援体制に関して

ア 発達支援教室の有効活用

- (ア) 担当へお任せではなく、学級担任の責任による「教室に戻ることを最終目標にした支援計画」を立案し継続した支援をする必要がある。
- (イ) 医療との連携を進めている児童に関して、医療からのアドバイスを適宜受けられる方法を身に付けたい。

6 今年度のポイント

(1)温かな関わり「共感力・学年職員集団」

- ア 学年会と学年研修の時間を確保する。
- イ OJT を活用した職員研修を行う。

(2)コミュニケーション力の向上「ざっそう（雑談と相談）」

- ※「共感」は互いに信頼し合い、尊敬の中から生まれる「感情の共有(相手の感情に寄り添う)」である。
- ア 「子供を笑顔で下校させる」ために、わずかに感じ取った直感(第6感)や違和感を見落とさない。
※初動対応を誤らない。
※「何かの間違いだろう」「すぐに解決するさ」「もう少し様子を見てみよう」は要連絡のサイン。
- イ コミュニケーションはあくまで相手の判断に基準がある。
※「どう伝えたか」ではなく「どう伝わったか」。

7 信頼関係の構築

(1)信用失墜行為の撲滅

- ・不祥事(飲酒運転、セクハラ)、体罰、暴言(人格否定、存在(生存)否定)なし。
- ・「教職員のSNS利用に関するガイドライン」確認。

(2)教師力の向上

- ・生徒指導力や保護者対応力を身に付けるためのOJTの実施。

4月		5月		6月		7月		8月		9月			
日	曜	予	定	曜	予	定	曜	予	定	曜	予	定	
1	土			月	一日運動 特5 春季個別面談	木	一日運動 縦割り班リーダー会(昼)	土		火	夏季教育相談	金	短4 一日運動 防災週間(～5日)
2	日			火	特5 春季個別面談 1年生を迎える会	金	委員長会(昼休み)	日		水	夏季教育相談	土	
3	月			水	憲法記念日	土		月	委員会活動	木	夏季教育相談	日	
4	火			木	みどりの日	日		火		金	夏季教育相談	月	委員会活動 給食開始 身体計測6年
5	水			金	こどもの日	月	委員会活動 移動博物館(～9日)	水		土		火	普5 避難訓練②
6	木	入学式準備8:30～11:15		土		火	(仮)6年 法教育出前授業 内科検診(1年) 縦割り班清掃開始	木	クラブ①	日		水	普5 身体計測5年
7	金	入学式 新任式・始業式		日		水		金	朝会(水泳部壮行会)	月		木	普5 身体計測4年 代表委員会(昼)
8	土			月	委員会活動	木	防犯講座(2、4、6年) 耳鼻科検診(1年) 内科検診(2年)	土		火		金	身体計測3年・さくら・ひまわり こすもす
9	日			火	眼科健診(1～3年)13:00 ゆうさくCS①	金		日		水		土	
10	月	短4(給食なし) 一斉下校 身体計測5・6年 視力3・4年		水		土		月	(仮)1年 家庭教育講座	木		日	
11	火	普5(1年特4) 給食開始 身体計測3・4年・さひこ 視力5・6年		木	歯科健診(5・6年 さひこ) 避難訓練(火災)③	日		火		金	山の日	月	身体計測2年
12	水	普5(1年特4) 委員会活動 身体測定1・2 視力 さひこ		金	朝会	月	朝会(命の日)	水		土		火	普5 身体計測1年
13	木	特5(1年特4) 計算力調査②2～6年 聴力3年、視力1・2年		土		火	内科検診(3年・さひこ)	木	クラブ②	日		水	普5
14	金	特5(1、2年特4) 聴力1年		日		水	縦割り遊び① 尿検査(三次)	金	特4 部会水泳記録会	月		木	
15	土			月	挨拶運動 緊急下校訓練(一斉下校)	木	挨拶運動 内科検診(4年)	土		火		金	挨拶の日
16	日			火	眼科健診(4～6年 さひこ)	金		日		水		土	
17	月	挨拶運動 聴力2年		水	尿検査(一次)	土		月	海の日	木	閉庁日	日	
18	火	聴力5年 交通教室(1・2年) 全国学調(国・算)6年		木		日		火	挨拶運動	金	閉庁日	月	敬老の日
19	水	聴力さひこ 避難訓練(地震・津波)③		金		月		水	6年 こころの劇場(午後)	土		火	
20	木	心電図検査(1、4年)		土		火	普5 参観会・懇談会(5校時)	木	普5 夏季教育相談	日		水	縦割り遊び②12:40～
21	金	通学班会(昼) ※ 1年生昼休みあり		日		水		金	普5 夏季教育相談	月	閉庁日	木	クラブ③3年見学
22	土			月		木		土		火		金	
23	日			火	耳鼻科検診(4年 さひこ)	金		日		水		土	秋分の日
24	月	特5 春季個別面談 交通教室(3・5年)		水	特5	土		月	短4 夏季教育相談	木		日	
25	火	特5 春季個別面談		木	歯科健診(1～4年)8:30	日		火	短4 夏季教育相談 終業式	金		月	ゆうさくCS②
26	水	特5 春季個別面談 交通教室(4・6年)		金	運動会準備 特4(1～5年) 特5(6年)	月		水		土		火	5年 薬学講座 13:10
27	木	特5 春季個別面談		土	校内運動会AM	火	交通安全リーダーと語る会 内科検診(5年)	木		日		水	特5
28	金	特5 春季個別面談		日	校内運動会予備日①	水	鑑賞教室③④ ⑤⑥	金	夏季教育相談	月		木	普5 参観会・懇談会(5校時)
29	土	昭和の日		月	土日ともに雨天の場合授業日 振替休業日(校内運動会)	木	内科検診(6年) 鑑賞教室③④ ⑤⑥	土		火		金	のびゆく子配付 委員長会(昼休み)
30	日			火	校内運動会予備日②	金	委員長会	日		水		土	
31				水	特5 尿検査(二次)			月	5年 30分間回泳	木	短4 始業式		

10月		11月		12月		1月		2月		3月			
日	曜	予	定	曜	予	定	曜	予	定	曜	予	定	
1	日			水	一日運動	金	一日運動 音楽会	月	元旦	木	一日運動	金	一日運動
2	月	朝会(陸上部壮行会) 委員会活動 新体力テスト週間		木		土		火		金	朝会 委員長会(昼休み)	土	
3	火			金	文化の日	日		水		土		日	
4	水			土		月	委員会活動	木		日		月	
5	木	クラブ④		日		火		金	短4 始業式	月	委員会活動(5年生も)	火	普5 卒業式当日係打合せ
6	金	特4 6部会陸上記録会		月		水		土		火		水	普5
7	土			火		木		日		水		木	特4(1~4年) 卒業式総練習⑤⑥ (5・6年)15:20下校
8	日			水	特4	金		月	成人の日	木		金	防災週間(~12日)
9	月	スポーツの日		木	6年 修学旅行	土		火	短4 身体計測6年	金	参観会・懇談会(5校時) 1年生5時間授業	土	
10	火			金	6年 修学旅行	日		水	普5 身体計測5年 給食開始	土		日	
11	水			土		月		木	身体計測4年 ゆうさくCS③	日	建国記念の日	月	
12	木			日		火	普5 冬季教育相談	金	身体計測3年・さひこ 委員長会(昼休み)	月	振替休業日	火	普5
13	金	後期日課スタート 2年生 金曜5時間		月		水	普5 冬季教育相談	土		火	通学班会(昼)	水	普5 給食終了
14	土			火		木	普5 冬季教育相談	日		水	体育館会場準備(昼) ゆうさくCS④	木	短4
15	日			水	挨拶運動	金	普5 挨拶運動 冬季教育相談	月	挨拶運動 委員会活動(5年生も) 身体計測2年 保健週間、防災週間~19日	木	挨拶運動 5年音楽鑑賞教室(AM) 入学説明会(保護者のみ)	金	短4 修了式 挨拶運動 のびゆく子配付 卒業式準備(5年弁当持ち)
16	月	挨拶運動 委員会見学週間 (常時活動)		木	6年 喫煙防止講座	土		火	身体計測1年 ALT3年	金		土	
17	火			金		日		水		土		日	
18	水			土		月	普5 冬季教育相談	木	避難訓練(地震・津波)	日		月	卒業証書授与式
19	木			日		火	普5 冬季教育相談	金		月		火	
20	金			月	朝会(市音研)	水	普5 冬季教育相談(予備日)	土		火	普5	水	春分の日
21	土	浜松市小学校陸上大会		火		木	特4 給食終了	日		水	普5	木	
22	日			水		金	短4 終業式	月	給食週間(~26日)	木	普5	金	
23	月			木	勤労感謝の日	土	冬季休業	火	児童代表委員会(昼休み)	金	天皇誕生日	土	
24	火			金	((仮)3年 スクール119	日		水	縦割り遊び③12:40~	土		日	
25	水	特4		土		月		木		日		月	
26	木	5年 臨海学校(三ヶ日)		日		火		金		月		火	離任式
27	金	5年 臨海学校(三ヶ日)		月		水		土		火	普5 6年生を送る会(3校時)	水	
28	土			火	4年 浜松市音楽研究発表会	木	閉庁日	日		水	普5	木	
29	日			水		金	閉庁日	月		木	普5	金	
30	月	委員会活動(5年見学)		木	市学力調査基準日(5年) 委員長会(昼休み)	土		火				土	
31	火					日		水				日	

令和5年度 雄踏小学校 コミュニティ・スクールの方針

1 ねらい

「ゆうさくコミュニティ・スクール協議会」と「ゆうさく学校応援団（学校サポートシステム）」との連携・協働により教育活動のさらなる充実を図り、一人一人を大切に
 する発達支援教育の充実及び、キャリア教育を推進し、学校の教育目標「一人一人がか
 がやくたくましくすこやかな雄踏の子」の実現を目指す。

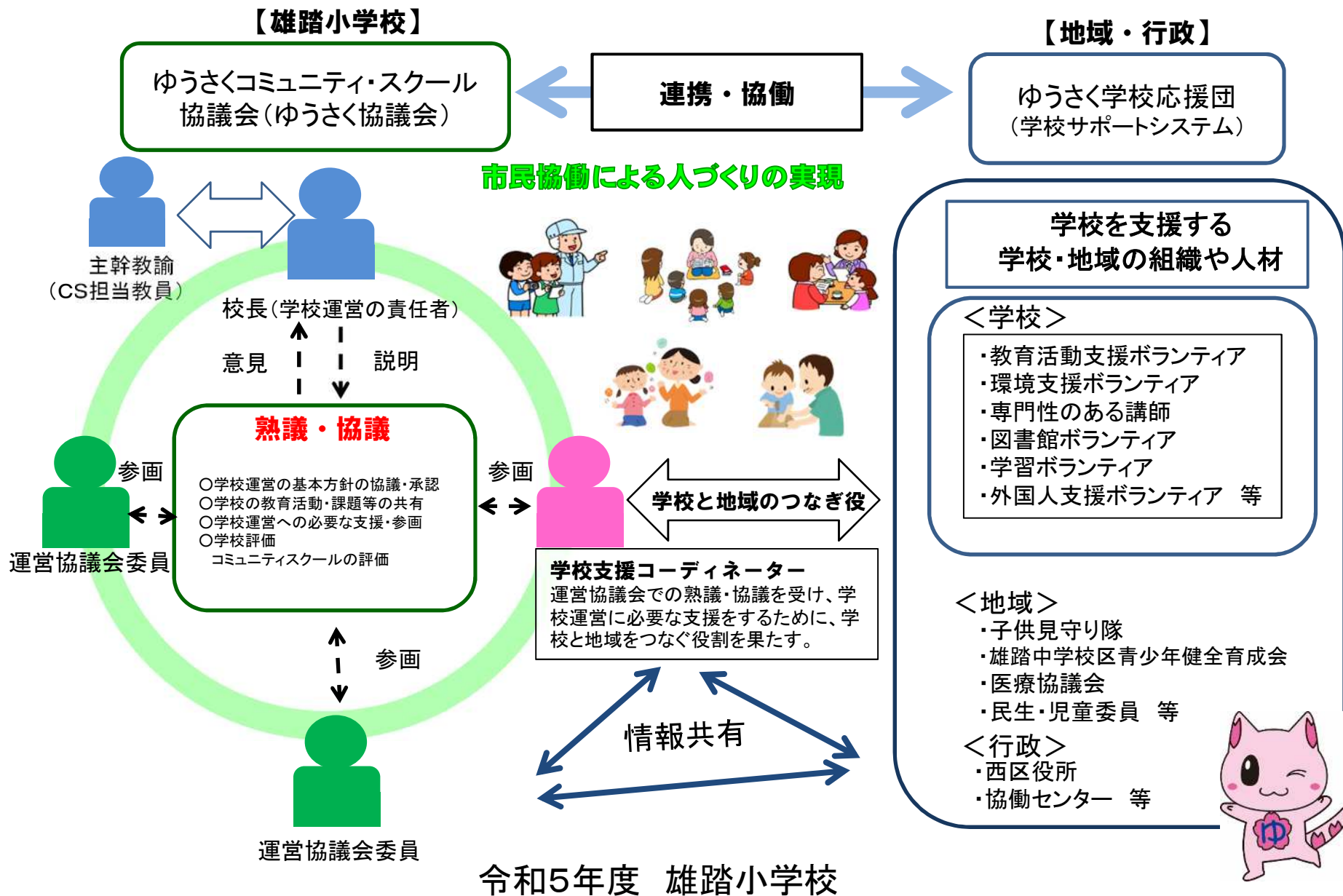
2 令和5年度の方向性

ゆうさく協議会（協議・評価） 【学校運営協議会委員】	ゆうさく学校応援団 （学校支援） 【学校支援コーディネーター等】	情報発信活動（保護者・地域住民） 【学校、学校支援コーディネーター等】
<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営の基本方針の協議・承認 ○学校の教育活動・課題等の共有 ○学校運営への必要な支援・参画 ○学校評価 ○コミュニティ・スクールの評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校サポートシステムの充実 ・地域人材等のリストのさらなる充実 ○一人一人を大切に する発達支援教育の充実 ・子供のニーズに合った支援の 在り方についての検討 ○キャリア教育の推進 ・地域人材等活用の年間指導計 画への位置付け（学校） ・学校の要望に合った地域人材 等と学校をつなぐ（学校支援 CD） 	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ・スクール便 りの発行（年間3回） ○学校HP ○学校だよりへの掲載 ○保護者ボランティアの募集 ○PTAとの連携による保護 者への周知

3 ボランティア・外部人材の依頼

- ① 活動の趣旨、活動計画等を学年主任からCS担当である主幹教諭に報告。
 （活動の1ヶ月前を基本とする）
- ② 主幹教諭より校長、教頭に報告をし、承認を得る。
- ③ 承認を得たら、学年主任・担当者から学校支援コーディネーターへ依頼をし、計画を進める
- ④ 学校支援コーディネーターを通してお礼の手紙を渡す。

一人一人がかかやく たくましく すこやかな雄踏の子



(様式1)

令和 5年 5月 12日

浜松市立雄踏小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 加茂 聡美 様

浜松市立雄踏小学校運営協議会
会長 山田 敏

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和5年5月9日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 地域の人材や素材を活用することで、児童のコミュニケーション力や学ぶ意欲を高めたり、校内の環境整備をしたりして、地域を愛し地域と共に歩むことができる子の育成に努めたい。
⇒ 他分野にわたる技術や特技をもった地域在住の方々に講師を依頼する。
(クラブ活動、書写、本の読み聞かせ、花ボランティア等)
- ② 夢や希望をもち、将来の目標や生き方について考えることができるようにさせたい。
⇒ 児童の興味がある職種に対応できるよう、様々な分野の地域人材を活用し、仕事の内容ややりがい等について話していただく場を設定する。
(総合的な学習の時間)
- ③ 自分の身は自分で守る術を身に付けさせたい。
⇒ 交通安全教室、防災訓練、防犯教室を継続して行う。